

＜地方公共団体の財政の健全化に関する法律による個別外部監査の実施に係る質疑応答＞

	質 問	回 答	関係条項
1	<p>地方公共団体の長は、財政健全化計画等を定めるに当たって、「当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行」について監査委員に対し個別外部監査の要求をしなければならないとされているが、どのような事務の執行（監査のテーマ）について要求をすべきか。</p>	<p>法において個別外部監査の要求が義務付けられた趣旨は、地方公共団体の長に、これまでの行財政運営に関わりのない専門的な第三者の見地から必要な指摘を受ける責務を負わせることにより、財政の健全化に関し問題があると思われる事項について徹底した原因究明を行うことである。</p> <p>財政健全化計画等は、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、財政の早期健全化等のための方策を盛り込むこととなるが、これらの方策のうち、地方公共団体外部の視点からの検討が必要な事務を地方公共団体の長において選定することとなる。</p> <p>当該長がどのような事務の執行について個別外部監査を要求するかは、各地方公共団体の財政状況の悪化の内容に応じて決定されるべきものであるが、監査対象となる会計や事務の内容を特定し、それらに係る事務の執行について個別外部監査を要求することとなる。</p> <p>※監査のテーマの参考例は、別紙のとおり。</p>	健全化法 § 26①
2	<p>経営健全化計画の策定に当たって個別外部監査の要求をする場合、どのような事務の執行について監査の要求をすべきか。当該公営企業の事務のうち、一部の事務を必ず特定して監査の要求をしなければならないのか。</p>	<p>監査のテーマについては、経営健全化計画を定めなければならない公営企業の経営状況が悪化した要因、監査に必要な期間等に留意して、地方公共団体の財政の健全化の観点から地方公共団体の長が判断するものであり、当該公営企業の経営状況が悪化した要因と考えられる特定の事項について個別外部監査の要求をすることに限らず、当該公営企業の経営全般について個別外部監査の要求をすることも可能である。</p>	健全化法 § 23、 § 26①
3	<p>複数の健全化判断比率が早期健全化基準以上である場合、複数の監査のテーマについて個別外部監査を要求しなければならないのか。</p>	<p>問1において述べた個別外部監査の要求が義務付けられた趣旨を踏まえ、専門的な第三者の見地から財政悪化の要因分析が必要な事項が複数ある場合には、地方公共団体の長の判断により、当該複数の監査のテーマについて個別外部監査の要求を行うこととなる。</p>	健全化法 § 26①

4	<p>財政健全化計画の策定と同時に、経営健全化計画の策定が必要な場合、それぞれの計画の策定に当たり、別個の個別外部監査を要求する必要があるのか。</p>	<p>問1において述べた個別外部監査の要求が義務付けられた趣旨に則り、各地方公共団体において、財政の健全化又は経営の健全化のために、それぞれ必要な個別外部監査を要求することが求められており、それぞれ異なる監査のテーマが必要であると判断される場合には別個の個別外部監査を要求することが基本である。</p> <p>ただし、ある特定の特別会計の資金不足額の存在が、健全化判断比率が早期健全化基準以上であること及び資金不足比率が経営健全化基準以上であることの両方の原因であるケースのように、一つの事務の個別外部監査が財政健全化計画及び経営健全化計画の策定に資すると認められる場合など、法における個別外部監査の要求の趣旨に反しない限りにおいては、一つの個別外部監査契約を締結することも妨げられるものではない。</p>	<p>健全化法 § 4、 § 23、 § 26①</p>
5	<p>地方自治法に基づく包括外部監査の対象団体が健全化法に基づく個別外部監査を要求しなければならない場合、当該個別外部監査の監査のテーマは、既に包括外部監査で取り上げた特定の事件と、内容が重複してもよいのか。</p>	<p>健全化法に基づく個別外部監査と地方自治法に基づく包括外部監査とは、両者の制度趣旨を踏まえた適切な役割分担を行うことが想定されている。</p> <p>健全化法に基づく個別外部監査の監査のテーマの選定に当たっては、地方自治法に基づく包括外部監査で取り上げられた特定の事件であっても、財政の健全化等を図る観点から、再度専門的な第三者の見地から検討することが必要であるならば、監査のテーマとして選定することは直ちには妨げられるものではない。</p> <p>ただし、その場合であっても、監査内容の重複を避けるとともに、調査の対象を絞り込むこと等を通じて、財政健全化計画等の策定に有効な情報を得る工夫が不可欠である。</p>	<p>健全化法 § 26①、健全化法 § 26①により読み替えて適用される地方自治法 § 252 の 41①、地方自治法 § 252 の 37①</p>
6	<p>健全化法に基づく個別外部監査を実施した事務以外の事務に係る改善策について、財政健全化計画等に盛り込むことはできるか。</p>	<p>お見込みのとおり。必要な最小限度の期間で財政の早期健全化等を図るための方策については、すべて財政健全化計画等に掲載することが望ましい。</p>	<p>健全化法 § 4、 § 8、 § 23</p>
7	<p>地方公共団体の長が「理由を付して」個別外部監査を求めな</p>	<p>長の要求に基づく個別外部監査では、住民に対して責任を有している監査委員の監査が原則とされている中で、個別外部監査契約に基づく監査による</p>	<p>健全化法 § 26①、健全化法 § 26 条</p>

	<p>なければならないことに関し、この「理由」としてどのようなことを記述すべきか。</p>	<p>ことが特に必要であると認められる理由について、記述することが想定されている。</p> <p>これと同様に、財政健全化計画等の策定に当たって、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、個別外部監査契約に基づく監査によることが特に必要と認められる理由（①地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項の規定に基づき個別外部監査を要求しなければならないこと、②個別外部監査契約に基づく監査を実施することにより、財政の健全化のために改善が必要な事務の執行について専門的な第三者の見地から指摘を受けることが、財政健全化計画の策定に資するものであること等）について、記述することが考えられる。</p>	<p>①により読み替えて適用される地方自治法 § 252 条の 41①</p>
8	<p>監査委員が地方公共団体の長に対して通知する「監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見」とは、どのような「意見」にすべきか。</p>	<p>個別外部監査の要求において、監査委員が長に対して意見を通知することとしているのは、議会が個別外部監査に付することについて判断するに当たって、監査委員の有している専門的知識等を活かし、監査を担当する執行機関である監査委員の意見を参考にするためである。</p> <p>したがって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが適当かどうか等について、意見を述べることが考えられる。</p>	<p>健全化法 § 26①、地方自治法 § 252 条の 41③</p>
9	<p>「個別外部監査契約を締結する場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴く」ことについて、この「意見」はどのようなものにすべきか。</p>	<p>問8と同様に、契約締結の議決に当たっての議会の判断に資するものとするため、監査委員の有している専門的知識等を活かし、当該個別外部監査契約の内容と要求のあった監査のテーマが一致しているか、個別外部監査人、契約期間、費用等の契約の内容が妥当であるか否か、などについて、意見を述べることが考えられる。</p>	<p>健全化法 § 26①、地方自治法 § 252 の 41④により準用される地方自治法 § 252 条の 39⑥</p>
10	<p>健全化法に基づく個別外部監査は、財政健全化計画等の計画期間が終了するまで、毎年実施しなければならないのか。</p>	<p>当該個別外部監査は、財政健全化計画等を策定するに当たって、地方公共団体の長が要求するものであるため、財政健全化計画等の策定前に実施されるものである。</p> <p>なお、財政健全化計画等の策定以後において、別途、必要に応じて、地方自治法に基づく個別外部監査契約に基づく監査を実施することが妨げられるものではない。</p>	<p>健全化法 § 26①、地方自治法 § 252 の 41①</p>

11	個別外部監査契約に基づく監査によることについての議会の議決及び個別外部監査契約を締結する際に経る議会の議決において、議会にはどのようなことが期待されているのか。	<p>個別外部監査の契約の締結までに二つの議決を要することとされた趣旨は、個別外部監査によることについての判断と個別外部監査契約の相手方を初めとする契約内容についての判断と、二つの判断があり、これを区別して判断する必要があると考えられたためである。</p> <p>その際、長の個別外部監査の提案に対し、議会は住民代表の機関として長の求める監査のテーマ及び契約内容が恣意的なものにならないよう、その妥当性等をチェックすることが期待されている。</p>	健全化法 § 26①、地方自治法 § 252 の 41④により準用される地方自治法 § 252 の 39④及び⑥
12	個別外部監査契約に基づく監査によることについての議会の議決と個別外部監査契約を締結する際に経る議会の議決について、両者を同じ会期の議会（例えば、両者を同じ9月議会に提案することなど）に提案することはできるか。	問 11 に記載された趣旨に反する場合を除いて、両者の議案を同じ会期の議会に提案することは可能である。	健全化法 § 26①、地方自治法 § 252 の 41④により準用される地方自治法 § 252 の 39④及び⑥
13	健全化法に基づく個別外部監査契約の締結について、国としての財政支援措置如何。	現行の地方自治法による個別外部監査契約に基づく監査に要する経費は特別交付税の算定対象としていることを踏まえ、健全化法による個別外部監査契約に基づく監査に要する経費についても特別交付税措置を講じる予定である。	
14	健全化法に基づく個別外部監査契約の監査委員への要求の手順如何。	<p>当該個別外部監査の実施に際しては、長から監査委員に対する監査の要求と、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの二つを区別して監査委員に求める必要がある。</p> <p>なお、この二つを一の文書により求めることは可能である。</p>	健全化法 § 26①、地方自治法 § 252 の 41①

## ○監査のテーマの参考例

- ・一般会計等の歳出項目に係る事務等  
(例) 他団体に比較し、ラスパイレス指数が高い場合又は総務省が示している類似団体の職員数に比べ当該地方公共団体の職員数が多い場合には、給与水準や行政体制に関する事項
- ・一般会計等の歳入項目に係る事務  
(例) 他団体に比較し、当該地方公共団体の税の徴収率が低いと認められる場合には、当該税の徴収事務  
(例) 他団体に比較し、公の施設の使用料の水準が低く、使用料収入が低いと認められる場合には、当該公の施設の管理事務
- ・一般会計等以外の特別会計の経営状況に関する事務  
(例) 公立病院の経営に関する事務  
(この公立病院の経営に関する事務のうち、例えば「職員給与及び手当の適正化や効率的な人員配置に関する事務」として、より具体的な事務を監査のテーマとすることも可能。)
- ・将来負担比額に関する事項  
(例) 他団体に比較し、第三セクター等に係る損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の将来負担額全体に占める割合が高い場合には、当該第三セクター等に対する財政援助に関する事務